



# 自家発電入門 23

## 消防用設備等の非常電源の設置(その2)

10月号に引き続き11月号では、消防用設備等の非常電源として自家発電設備を設置する場合で工事完了後に行う消防法令（危険物関係を除く）の手続き等について紹介します。

Q 1

**消防用設備等の非常電源として自家発電設備**

**を設置する場合、消防法では設置に係る工事が完了した日から4日以内に「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」（以下、「設置届」という。）を行うことが必要とのことでしたが、どのような手続きですか。**

A 1

消防用設備等を設置したときは消防機関に届出を行い、消防機関の検査を受けます。この届出が設置届です。

設置届は、「工事整備対象設備等着工届出書」（以下、「着工届」という。）と同様に消防用設備等に対して行われる手続きです。（10月号参照）

よって、消防用設備等の非常電源として自家発電設備を設置する場合には、消防用設備等の設置届に自家発電設備の関係書類を添付して届出ることとなります。

防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）は、消防用設備等の設置工事が完了した場合は当該消防用設備等が「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日 消防予第282号）により「消防用設備等の試験基準」に従って設置されているか否かを確認することとされています。

また、確認した結果は消防用設備等試験結果報告

書に記録し設置届に添付することが施行規則第31条の3第1項で規定されています。

確認結果を記録する報告書は、消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び操作盤ごとに定められており、自家発電設備については「第26非常電源（自家発電設備）」に確認結果を記録し、設置届に添付します。

ただし、2種類以上の消防用設備等が設置され、非常電源が供用される場合には、試験結果報告書はそれぞれの消防用設備等に添付する必要はなく、一部で良いこととされています。

これらの運用については、「消防用設備等の試験基準に係る運用について」（平成14年9月30日消防予 第283号）によります。

Q 2

**設置届は、全ての消防用設備等について必要ですか。**

すか。

A 2

設置届が必要な消防用設備等は、防火対象物のうち特定防火対象物の他、施行令第35条第1項で規定する防火対象物に設置されるものとされています。これらに消防用設備等を設置したときは、消防長又は消防署長に届出て検査を受けなければならないと法第17条の3の2で規定されています。

Q 3

**設置届は、誰が手続きを行うのですか。**

### A3

設置届は、防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）が行うことと施行規則第31条の3第1項で規定されています。

着工届は、甲種消防設備士でしたが異なりますのでご注意ください。

### Q4

なりますか。

#### 設置届は、消防用設備等の全ての工事に必要となりますか。

### A4

「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日 消防予第192号）では消防用設備等の工事の区分として別紙1で1新設、2増設、3移設、4取替え、5改造、6補修、7撤去を規定し、そのうち設置届及び消防検査は消防用設備等に係る工事のうち1新設～5改造の工事に必要とされ

ています。

また、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に2増設、3移設、4取替えの軽微な工事について次のとおり消防検査を簡素化できることとされています。この場合であっても、設置届は省略することはできません。

- ① 設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行い、現場確認を省略することができる。（当該軽微な工事又は6補修以外の工事を同時に行う場合は除く。）
- ② 査察等の機会に維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認する。

ただし、施行令第36条の2で規定する消防設備士でなければ行ってはならない消防用設備等の設置工事であっても、電源の工事については除かれています。

#### 消防用設備等に係る工事の区分

別紙1

- 1 新設  
防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。
- 2 増設  
防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。
- 3 移設  
防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。
- 4 取替え  
防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。
- 5 改造  
防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。
- 6 補修  
防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。
- 7 撤去  
防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

Q5

設置届に添付する書類  
はどの様なものがあり

ますか。

A5

消防用設備等については、  
施行規則第31条の3第1項

第1号で次のとおり規定されています。

- ① 消防用設備等試験結果報告書
- ② 平面図
- ③ 配管及び配線の系統図

Q6

設置届を行うと使用で  
きるのでしょうか。

A6

設置届を行っただけでは使用  
できません。

設置届を行って、消防検査を受け消防用設備等が  
当該設備の技術上の基準に適合していると認められ  
ると「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」(以  
下、「検査済証」という。)が交付されます。この検  
査済証が交付されると使用できることとなります。

Q7

消防検査とは、どのよう  
なものですか。

A7

消防検査では、消防法令で  
定める技術上の基準に適合

しているかどうかの検査が行われます。

自家発電設備については、「非常電源（自家発電  
設備）試験基準」に基づき行われます。

この検査では、消防用設備等又はこれらの部分で  
ある機械器具の認定に係る登録を受けた機関が、当  
該設備等技術基準に適合していることを認定し適合  
している旨の表示を付されている場合は、その認定  
に係る設備等技術基準に適合するものとみなすこと  
が規則第31条の3第3項で規定されています。

内発協は、自家発電設備に対する登録認定機関と  
して総務省消防庁に登録されています。これにより  
内発協の認証を取得している防災用自家発電設備と  
常用防災兼用発電設備は消防法施行規則の自家発電  
設備の基準の一部に適合するものとみなされます。

登録認定機関が認定を行う消防用設備等又はこれ  
らの部分である機械器具及び認定を行ったものに付  
する表示について「登録認定機関が認定をした消防  
用設備等又はこれらの部分である機械器具に付する  
表示の一部変更について（通知）」(平成25年4月1  
日 消防予第126号)により内発協の認証を取得し  
た防災用自家発電設備及び常用防災兼用発電設備に  
は表1の表示を貼付することとされています。

表1－自家発電設備の認定に係る表示

法人の名称	認定を行う消防用設備等又は これらの部分である機械器具	認定を行ったものに 付する表示の様式
一般社団法人 日本内燃力発電設備協会	自家発電設備 (消防法施行規則第12条第1項第4号ロに規定する 自家発電設備をいう。)	